

令和 5 年度
第 4 回 加賀市地域公共交通会議
第 4 回 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

日時 令和 6 年 2 月 1 3 日（火）
午前 10 時 00 分から
場所 加賀市役所 別館 302・303

1 開 会

2 議 事

〔【会議】 ⇒地域公共交通会議関連の議事
【協議会】⇒地域公共交通活性化・再生協議会関連の議事〕

- （１） 乗合タクシー「のりあい号」のシステム改修について【協議会】 … 資料 1
- （２） 地域公共交通バリア解消促進等事業に関する事業評価について … 資料 2
【協議会】
- （３） 加賀市自家用有償旅客運送事業について【協議会】 … 資料 3

3 その他案件

・キャンバスの運行について

4 閉 会

令和 5 年度

第 4 回 加賀市地域公共交通会議

第 4 回 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

資 料

日時：令和 6 年 2 月 1 3 日（火） 午前 10 時 00 分～

乗合タクシー「のりあい号」のシステム改修について

1. 事業概要

- ・ 時刻表を前提、かつ、エリアを指定したセミデマンドの乗合タクシーから、時刻表と乗り継ぎを廃止したオンデマンドの乗合タクシーに移行するためのシステム導入と実証運行を行うもの。また、車両不足時には、市内事業者等が所有する遊休車両を活用することで「自家用有償旅客運送」についての実証実験を兼ねることとする。

2. 実施主体及び事業予算

加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

36,000千円（1/2 国、1/2 市）

3. プロポーザル結果について

計4社からの提案を受け、「SWAT Mobility Japan 株式会社」（東京都文京区）を交渉権者順位1位として選定。

4. 事業の概要について

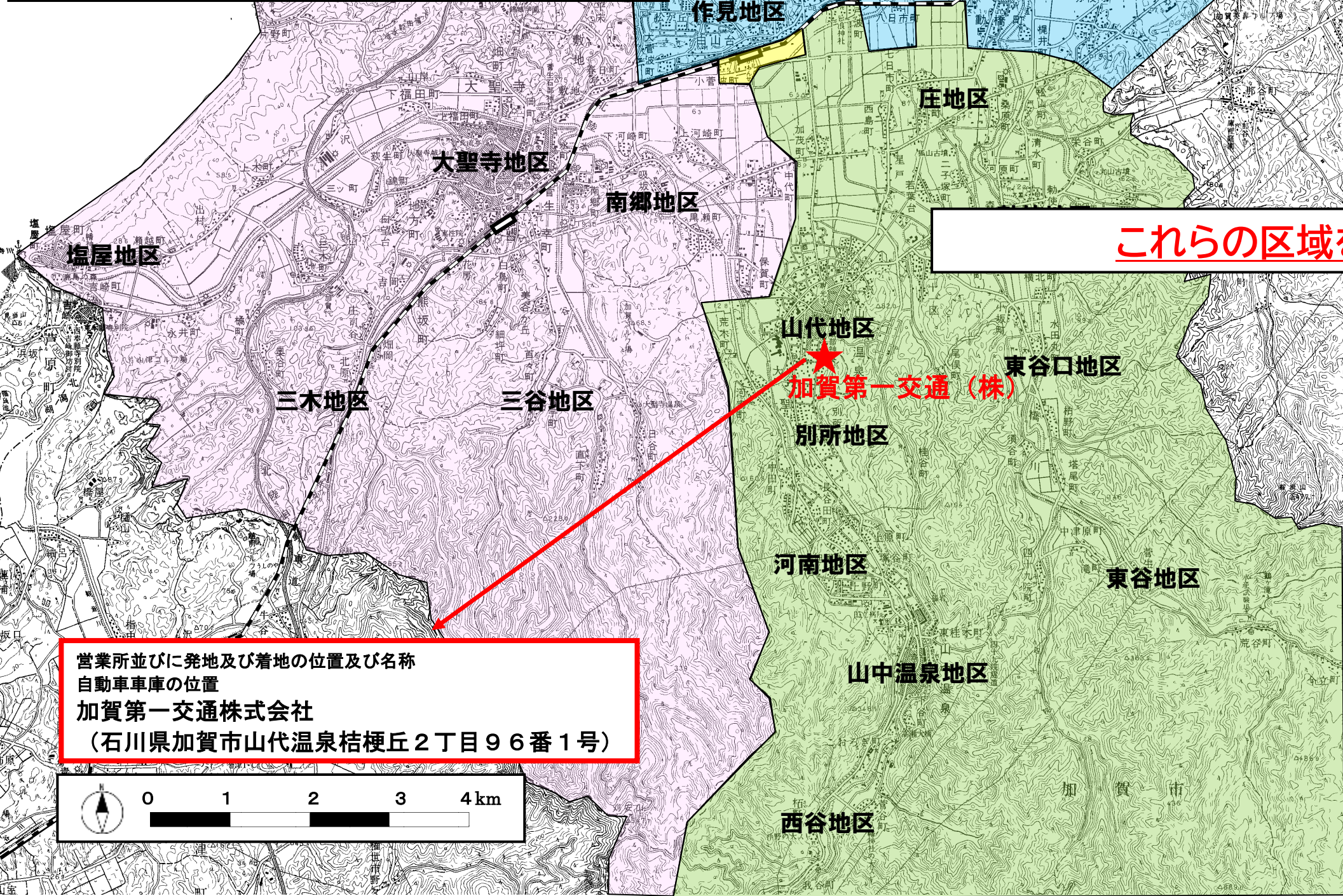
- ・ 実証期間 : 令和6年3月の1か月程度（6：30～18：00の運行）
（実証期間は、災害に伴い繰越について国交省と調整中。）
- ・ 運行区域 : 別添資料「1-2」を参照。
- ・ 利用対象者 : 現行の市民に合わせ観光旅客も対象
- ・ 乗降ポイント : 約500箇所（現行）の2倍である約1000箇所に設定
- ・ 運賃 : 1回の乗車につき500円（現行の乗合タクシーと同様）
- ・ 運行事業者 : 加賀第一交通株式会社（現行の乗合タクシーと同様）
- ・ 運行車両 : 2台の車両を使用して運行するとともに、遊休車両も活用

＜利用・運行のイメージ＞



事業計画を示す図面

現行の「加賀市乗合タクシー」では加賀市内を、共通エリアを含む 4 つの区域に分けて運行しているが、実証運行においてはこの区域を撤廃し、乗合タクシーと同じ停留所を起点として、配車予約に対応した効率的なルートを設定し、走行を行う。



各エリアに含まれる地区・町

エリア	地区名	町名
共通 エリア	加賀温泉駅 周辺	拡大図のとおり
エリア 1	大聖寺	大聖寺の各町
	橋立	田尻・小塩・橋立・深田・宮・黒崎・高尾・片野・豊
	塩屋	塩屋町1区～4区
	三木	熊坂・大同・三木・奥谷・橘・永井・吉崎
	三谷	日谷・直下・曾宇・百々・百々町住宅・細坪・白鳥・幸・美谷が丘
	南郷	南郷・下河崎・上河崎・中代・保賀・黒瀬・吸坂
エリア 2	片山津	片山津温泉1区～6区・湖城・片山津・潮津
	金明	小塩辻・大畠・千崎・宮地・野田・塩浜・篠原・篠原新
	湖北	伊切・通平・手塚・新保・柴山・一白
エリア 3	動橋	動橋1区～8区・瑞穂・中島・合河・梶井・動橋雇用住宅・八日市
	分校	高塚・打越・箱宮・分校
	山代	山代温泉1区の1～25区・尾俣・桂谷・河南・淀・荒木
	庄	加茂・西島・七日市・七日市新・庄・桑原・若葉台
	勅使	勅使・宇谷・栄谷・松山・清水・河原・二子塚・上野・森
	東谷口	二ツ屋・小坂・横北・水田丸・柏野・須谷・塔尾
	別所	別所1区～5区
	山中温泉	こおろぎ・南・栄・河鹿・湯の出・本町二丁目・本町一丁目・東町二丁目・東町一丁目・湯の本・薬師・富士見・白山・西桂木・東桂木・上野・緑ヶ丘
	河南	塚谷・上原・漆器団地・長谷田・日の出団地・泉・旭・中田・加美谷台・宮の杜
	西谷	下谷・菅谷・栢野・我谷
	東谷	四十九院・中津原・滝・菅生谷・荒谷・今立・大土・杉水
		山田・東山田・希望が丘・尾中・白山台・松が丘1丁目の1～4丁目の2

地域公共交通バリア解消促進等事業に関する事業評価について

１ 目的

協議会が生活交通改善計画（バリアフリー化設備等整備事業）に位置づけられた補助対象事業について、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことで、その事業がより効果的、効率的に推進されることを目的としています。

２ 評価の対象

(1) 対象事業者：株式会社やまむら

事業概要：スロープ付タクシー車両の導入

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

資料 2－2

令和 6年 月 日

協議会名： 加賀市交通活性化・再生協議会
評価対象事業名： 地域公共交通バリア解消促進等事業

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況		⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
株式会社やまむら	スロープ付タクシー車両の導入	—	A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された	A	事業が計画に位置づけられた目標を達成した	事業は本年度で完了した。

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和4年8月8日

（名称） 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

（代表者名） 会長 近藤 修司

1. 生活交通改善事業計画の名称
加賀市生活交通改善事業計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
今後、高齢化社会の進展や障害者の社会進出への対応は重要な課題である。 このような中で、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していくと考えられる。そのため、地域内の福祉タクシー車両を増加させることにより、タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（１）事業の目標
現在地域内には4台の福祉タクシー車両が存在するが、地域内の福祉タクシー車両を令和4年中に5台に増加させる。
（２）事業の効果
福祉タクシー車両を増加させることで高齢者や障害者の移動の円滑化が図られる。 また、ユニバーサルデザインタクシーの導入により、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（１）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
・スロープ付タクシー車両の導入（1台）：株式会社やまむら
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について） 割引なし
（実施事業者（補助対象事業者）における特定地域での減休車の状況について ※特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要）
（２）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉該当なし
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉該当なし
〈バスターミナルに係る事業〉該当なし
5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和4年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー導入	1,825 千円	600 千円	千円	千円	1,225 千円
	100%	32.9%	%	%	67.1%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合 計	1,825 千円	600 千円	千円	千円	1,225 千円
	100%	32.9%	%	%	67.1%

※総事業費については見込み額を記載。
※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

令和5年度（翌年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合 計	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%

※総事業費については見込み額を記載
※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシーの導入	交付決定日以後着手  1台 3月31日完了											

--	--	--	--

7. 協議会の開催状況と主な議論
令和4年6月30日開催（令和4年度第1回加賀市地域公共交通活性化・再生協議会） 事業内容及び地域内フィーダー系統確保維持計画等について協議・合意 令和4年8月8日付書面表決 加賀市生活交通改善事業計画の承認

8. 利用者等の意見の反映

加賀市地域公共交通計画の策定に係るアンケート調査において、福祉バス・福祉タクシーの充実の重要性について肯定的な意見が多く寄せられた。

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	石川県企画振興部新幹線・交通対策監室交通政策課
関係市区町村	加賀市政策戦略部スマートシティ課
交通事業者・交通施設管理者等	北鉄加賀バス(株)、加賀第一交通(株)、(株)まちづくり加賀、全国自動車交通労働組合連合会石川ハイタク連合会
地方運輸局	北陸信越運輸局石川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	学識経験者、石川県大聖寺警察署、加賀市区長会連合会、加賀市老人クラブ連合会、加賀市身体障害者福祉協会、加賀市観光交流機構、加賀市校長会、利用者代表、市内県立高校の代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 石川県加賀市大聖寺南町ニ 41 番地

(所 属) 加賀市政策戦略部スマートシティ課

(氏 名) 国立 昇平

(電 話) 0761-72-7831

(e-mail) koutsu@city.kaga.lg.jp

加賀市自家用有償旅客運送事業について

1. 事業目的

本市の最も大きな課題の一つは、移動・交通であり、市民や観光客の移動手段を十分に確保できていない状況にある。

特に、令和 6 年 3 月 16 日の北陸新幹線の金沢以西開業により、多くの観光客が来訪することが想定される中、バス・タクシー事業者のドライバー不足が深刻であり、増車を見込めない状況である。

については、道路運送法第 78 条 2 号に基づき「自家用有償旅客運送」を行うことで、市民および観光客の移動手段を確保するものである。

2. 実施主体

一般社団法人 加賀市観光交流機構

3. 事業の概要について

- 運行区域 : 市内全域※

※夜 7 時から夜 11 時までは、市内全域。

朝 7 時から夜 7 時までは、以下の地域

- ・ 加賀温泉駅と主要観光地・レジャー施設・文教施設等※との間

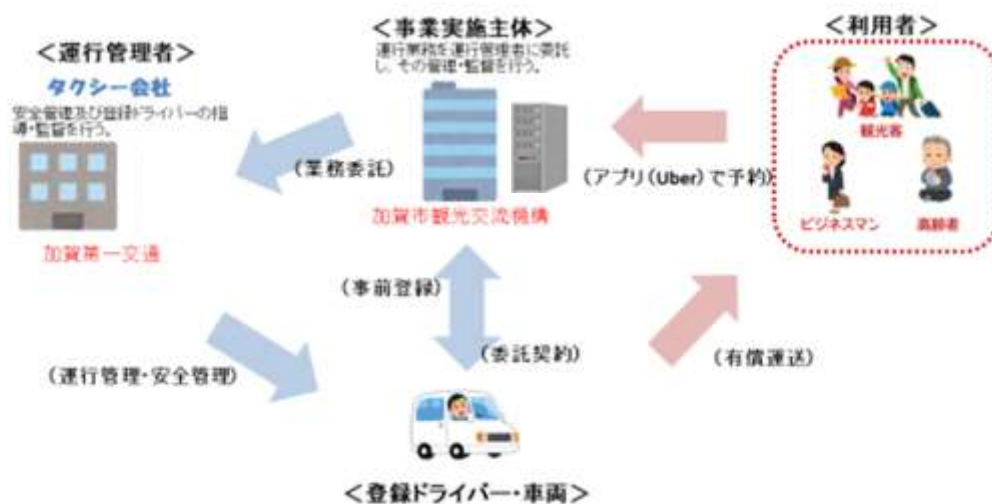
※山中・山代・片山津の 3 温泉地、その他の人気スポット(あやとり橋、鶴仙溪、こおろぎ橋、九谷焼体験ギャラリー、加賀市鴨池観察館など)、ゴルフ場などのレジャー施設、北前船のような日本遺産、文化史跡・遺跡等

- ・ 温泉地等の宿泊施設と繁華街、当該宿泊施設と上記主要観光地等との間

- 運賃 : タクシー料金の 8 割
- 運行管理者 : 加賀第一交通株式会社

加賀市の自家用有償旅客運送事業のイメージ

現状で不足している市内地域交通の状況下において、令和6年3月16日に予定している北陸新幹線加賀温泉駅の開業を見据え、観光2次交通の新たな移動手段となる「加賀市版ライドシェア（自家用有償旅客運送事業）」を実現する。



4. 今後について

2月13日 公共交通会議

中旬 ドライバー募集・選考

自家用有償旅客運送者登録申請

下旬 ドライバー認定講習

ドライバー安全講習

3月上旬 自家用有償旅客運送者登録

加賀市自家用有償旅客運送事業開始

(参考) 道路運送法

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。